

I サービスの向上について

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 施設運営に当たっての地域との連携について

(利用者サービス向上に向けた地域人材の活用や地域との協力体制の構築、ボランティア団体等の育成・連携に向けた取組について、記載してください。)

あーすぷらざは、地元である横浜市栄区、近隣の鎌倉市、藤沢市、逗子市等との関係性はかなり密接であり、幼稚園、保育園から小中学校、支援学校等からの校外学習で訪問いただくことや教育委員会や NPO 等と連携して外国につながる子どもたちの支援や外国籍県民の相談業務等を行っています。

ア 栄区とは、地域活性化のために多くのイベントでの協力体制が構築され、あーすぷらざ内で以下のイベントが行われます。(抜粋)

(ア) みんなで体操しましょう！

サークル「ONE」主催、あーすぷらざ共催、さかえ横浜会議（こしいしかつ子事務所内）協力、区民の健康増進を目的に年内定期的に開催しています。

(イ) 栄いちばんまつり

春日一番太鼓主催、栄区後援、あーすぷらざ、日和佐ちょうさ保存会協力で、毎年開催。2024年度は5月11日（土）、和太鼓6チームの競演、縁日テント、ワークショップテント、その他防災体験等も取り上げています。

(ウ) 咲・夏・笑フェスティバル！2024

同フェスティバル実行委員会、さかえ区民文化センター、あーすぷらざの三者共催、栄区役所後援で毎年開催。コンサート、工作等のワークショップ、その他マーチングバンドやチアリーディング等、地域の学校や団体を巻き込んだ住民一体型のフェスティバルです。

(エ) 戦争体験の証言動画を見る会

さかえ横浜会議主催、あーすぷらざ後援、(公社) マスコミ世論研究所内戦場体験放映保存の会の協力で実施。来る戦後 80 年、日々減っていく戦争体験者の記録を採り続ける「戦場体験放映保存の会」の活動の紹介等がされました。あーすぷらざ主催、「夏の平和学習」のアニメ上映とセットでの挙行でした。

(オ) 栄区スタンプラリー

栄区役所主催、あーすぷらざ協力で実施。11月から12月6日までの36日間、区民の地域活動及び地域交流の場である区民両施設（栄区内 11 施設）の周知、関心を高めることを目的に実施、地域での活動のきっかけづくりとして行われたものです。

(カ) パラフェスタ♥さかえ 2024

毎年、12月の障害者週間に合わせ、栄区役所主催、栄区地域自立支援協議会、あーすぷらざ共催で実施。

(キ) ビブリオバトル in SAKAE

栄区主催で実施。例年12月に区内中学生を対象に読書活動の促進を目的としています。

(ク) あーすフェスタ

2000年の開催を第一回とし、コロナ禍による中止はあったものの四半世紀もの間、国際都市横浜として多文化共生社会の実現をゴールとして続けられており、県国際課とあーすぷらざに事務局が設置されています。2025年も11月末に、あーすぷらざを会場に開催の予定です。

神奈川県も実行委員会に参加している「あーすフェスタかながわ」は、多文化共生社会の実現を目的としたイベントです。実行委員会では多文化共生や国際理解の活動を行う民族団体や市民団体と協力し、様々な企画を立て実施します。2024年度も、事務局としてこのイベントへの企画運営に参画してきました。このようなNPO等の協働を今後も円滑に実施するため、「あーすフェスタかながわ」の運営参画を継続し、あーすぷらざにおけるNPO等の活動支援を継続します。

(ケ) 消防出初め式



(左) 一斉放水の様子

(右) 一般功労表彰の様子

毎年、栄区消防による消防出初め式をあーすぷらざにて実施しています。2024年度は1月11日(土)の挙行、表彰式、一斉放水におおよそ200人前後の住民がその様子を見守りました。

イ あーすぷらざに関するボランティア団体等の育成・連携について

- ボランティア団体の「さかえ・日本語の会」「地球市民文化交流会」「ユッカの会」は、近隣の外国籍県民のため、日本語教室、日本文化交流企画で当館を活用しています。防災訓練や文化交流イベント等共催事業に認可して無償で施設を利用いただいたり広報活動にも積極的に支援していますが、ほかの団体を紹介したり、当方のイベント参加を促す等さらなる支援を実施します。
- 展示ボランティアは、現在おおよそ60人が登録し、校外学習や常設展示室内イベントで活躍しています。展示ボランティアとして知識や経験を深める目的で、JICAや平和館

等多くの施設を訪問して研修機会を増やします。

(2) 業務委託を行う場合の地域企業への配慮について

(業務の一部を委託する場合、地元企業への業務委託等による地域の実情に即したサービスの提供に向けた取組について、記載してください。)

- ア 保守管理業務のうち建築設備の総合保守点検（昇降機設備、自動ドア、シャッター、排煙窓）、エレベーター点検および常設展示室及びプラザホール等の保守管理については、専門業者による委託業務として日常点検、定期点検、法定点検についてその性能を長期間維持し続けることを前提にきめ細かい保守点検が必要です。地元企業者への発注を心掛けます。
- イ 保安警備業務については、公共施設としての信頼性・安全性に留意しつつも毅然とした対応と発生した事案（けが、事故、暴力行為、自然災害等）を当館の職員との素早い連携によって早期解決ができるよう地元専門業者に業務委託します。
- ウ 常設展示室と総合受付における受付業務およびプラザホール管理運営業務についても県内の専門業者への業務委託を考えつつ、業務そのものに遅滞が生じさせることのないよう、よりスムーズな運営をいたします。
- エ 清掃業務については、日常清掃および定期清掃を専門業者による委託業務とします。これら業務の選定方法は、公正・公平な選定を担保するため、条件付き一般競争入札方式とします。条件付きの内容は県内で活動拠点を有し、神奈川県への登録団体であること、当該分野における業務経験を有していること、現場従事者の当該分野業務経験の有無、等とします。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

II 管理経費の節減等

1 節減努力等について

様式3 経費積算内訳（支出計画書）により審査しますので、ここには記載不要です。
ただし、特記事項がある場合は、記載してください。

県試算額に沿い、学習センター事業、情報・相談センター事業、サポート・ネットワーク事業はほぼ同額を計上し、県民のために事業展開向上を図ります。特に多文化共生に重点を置いた施設であるため、「外国籍の方が参加しやすい環境づくり」や「地域住民との交流促進」が促進される事業に重点を当てています。これらの事業推進、向上に向け、人の手当てを充実するため、参考資料中試算の person 費よりも 740 万円の上乗せを実施。また、施設の経年劣化に伴う修繕費は、試算額と同額を計上、光熱水費（電気・都市ガス・上下水道）も同額を計上します。

本計画書では、これらを想定する中で県試算指定管理料から 3% の節減努力を行なっています。3% 減に対応するため施設利用者の増を図り利用料金収入増を目指し、かつ一般管理費について受託者努力として減額を図っています。

なお、電気・都市ガスは市場価格高騰により想定以上の額になった場合、県と協議を行いながら事業の確実な運営を図って行きたいとも考えています。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力、執行体制について

(1) 人員配置・人材育成等の執行体制について

(①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況、②指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための研修等の実施方針や人材育成に係る状況、職員採用の状況等、施設運営体制の考え方について、記載してください。

なお、組織図を記載してください。特に、知識・経験を有する責任者や指導的立場に立つ職員の配置は明確に記載してください。)

① 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

映像ライブラリー、情報フォーラムの窓口業務には、常勤者を複数名置くとともに、週4日の非常勤とアルバイトをシフト制により配置します。企画運営および外国籍県民支援など専門性の高い分野では、常勤者を配置します。切れ目のない責任体制の構築の必要性から、各事業チームにチーフを配置します。また、施設管理の大部分が管理組合関係であるため、副館長が防災関係を含め、その実務責任者として館長の補佐役とします。なお、土日祝日等において管理責任者(館長・副館長・マネジャー)が不在とならないようシフト編成に留意します。

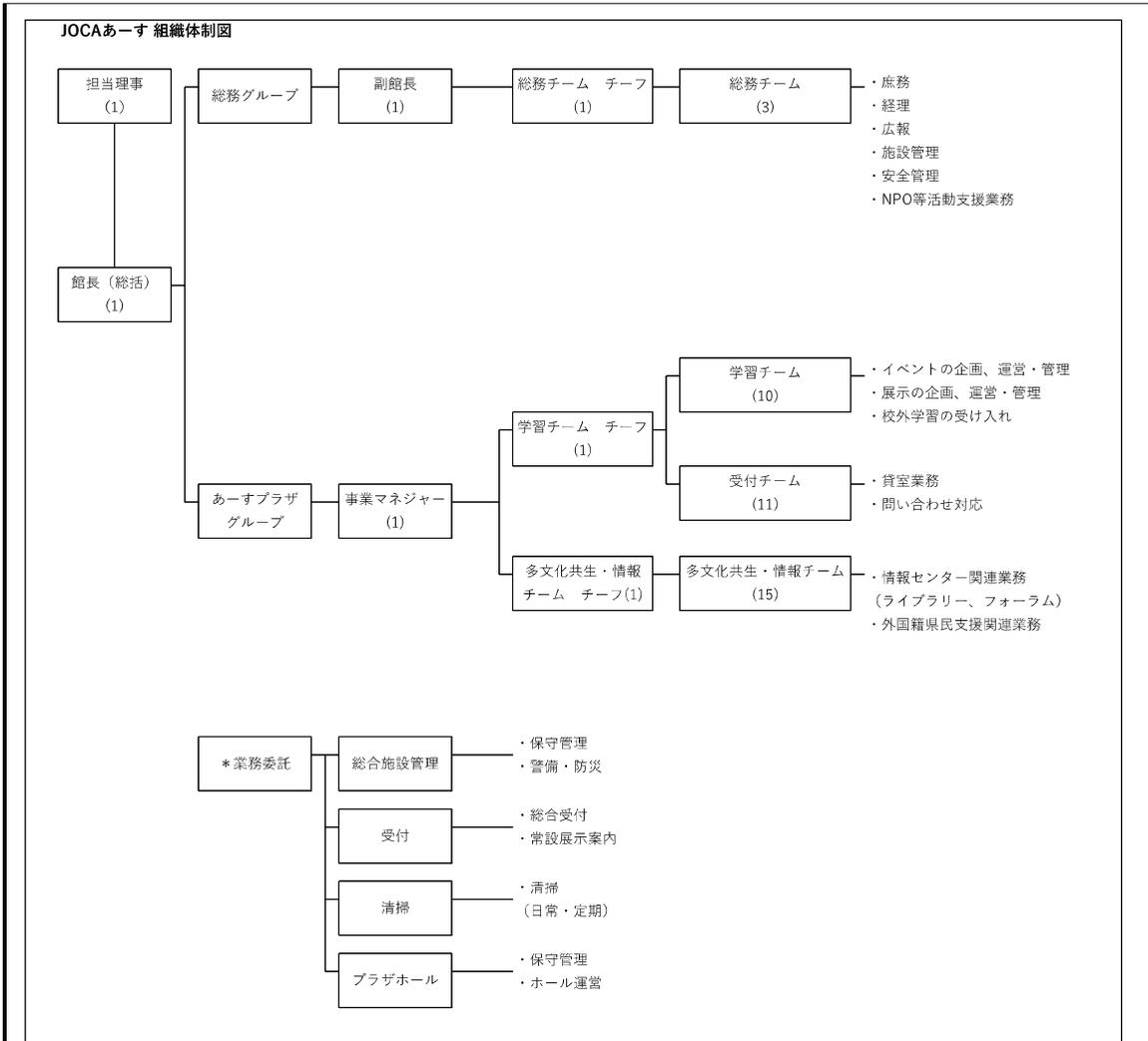
② 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための研修等人材育成や職員採用の状況

研修等人材育成について；

- 新旧交代の場合は、横浜消防署において普通救命講習を必ず受講させます。
- 窓口担当者には、窓口マナー研修及び手話研修を受講させます。
- 外国籍県民相談業務担当者には、多文化共生マネジャー研修ほか相談員とともに弁護士、行政書士、臨床専門家による講習会へ随時参加させます。
- 当会本部業務や支部業務と連携し、海外随行や国際緊急援助隊訓練、震災支援等、職員の能力向上に関連する業務については積極的に連携し、あーすぶらぎ業務に役立てます。
- 個人情報保護法(Pマーク)研修を定期的実施します。

職員採用について；

- 20名以上の職員は契約職員が多数を占め、3年を上限(試験でさらに2年まで延長)としています。
- 職員の大半は県内在住者で、海外在住経験がある人材を多く採用しています。
- 窓口、総務事務員はあーすぶらぎ近隣に居住する者などを採用します。
- 人生100年時代といわれ、健康なシルバー世代の活躍の場を設けます。
- 障がい者、LGBTQ、様々な背景を持つ人材の採用等、多様性を尊重する職場とします。



(2) 業務委託を行う場合のチェック体制について

(業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況について、記載してください。)

業務の一部を委託する場合は、施設関係であれば、契約事務の一切は総務チームが担当します。また、委託先の管理・調整についても総務チームが担当しますが、プラザホールの運営管理および常設展示室の受付業務について、学習チームが担当します。

(3) 組織運営に必要な職員の職能と人数について

(運営組織に所属する職員に求められる職能、人数、多様な利用者に対応可能などPRしたい職員の経歴等を記載してください。)





(4) 労働環境の確保について

(労働時間短縮の取組やカスタマーハラスメントを含む職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る方針及び取組状況について、記載してください。)

ア 労働時間短縮の取組について

一時間単位での時間休制度を運用しており、休暇の取得には柔軟性を持たせています。

また、長期休暇制度の導入により、2週間を上限に、年に1度の長期休暇取得を義務付けており、職員の休暇中は各部署の職員間で協力しあい、長期休暇が取得しやすい環境作りを行っております。

さらに、ボランティア休暇制度の導入により、災害支援でのボランティア等への参加の促進を行っております。

イ ハラスメント対策等について

内部的に倫理等ガイドラインについてまとめ職員に通知しています。倫理管理者（事務局長（担当者は各グループ、マネジャー））により、職場環境の改善に努めております。

また、産業医、衛生委員会を設置し、産業医による各職員との健康相談、個人面談内容を基に職場の労働環境、職員の健康改善を目的に、月に1回定期的に衛生委員会を開催し、職員の労働環境の保全、職員の健康管理を積極的に進めています。

ウ 日本医師会認定産業医の配置

月に1度の定期訪問と当会衛生委員会への出席などをしています。職員は、業務または健康等相談事項がある際は、情報の守秘のもと人事を経由し個人面談を調整、行います。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

2 財政的な能力について

直近の3事業年度分の決算書等申請書類により審査しますので、記載不要です。

3 コンプライアンス、社会貢献について

(1) 諸規程の整備等について

(指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組内容や実効性を高めるための体制等について、記載してください。(労働条件審査の実施予定等施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) また、申請開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘事項があった場合は、その対応等(指摘事項の概要、労基署等への報告内容(是正内容、是正年月日等))について、記載してください。)

ア 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理や諸規定の整備

当会は2012年2月、内閣府より公益法人として認可を得、コンプライアンスの重要性を認識し、事業、会計、組織に関する重要事項をHPにて公開するとともに、常に内部監事、外部監査等の意見を具申しながら事業運営を行っています。

公益法人としての定款に則り、さまざまな諸規程については理事会での決議を経て決定されています。総務においては、組織、文章・公印、旅費、人事については、サービス(就業規則等)、給与、退職金、福利厚生、経理においては会計等の規程を定めています。一般労働者派遣に伴う派遣職員規程、資金管理方針等、社会環境や事業拡大に伴いの確に諸規程を整備し遵守に努めています。

また、当会では、毎年、内閣府へ事業計画・報告、事業予算・決算の報告が義務付けられており、内部監査および外部監査についても、義務付けられる以前の当会設立当初より実行してきました。指定管理業務を実施するにあたり、本部同様の事業運営および情報公開を実施することで、県民皆さまへの信用を高めていきます。

イ 法令順守の徹底に向けた取組の状況

法令により、36協定等労働基準監督署等への届出を行い、労働環境改善のため職員の労働時間や環境には特に最新の注意を払い、管理職の査定項目の一部となっております。

これまで、労働基準監督署、年金事務局等から指摘事項はありません。

ウ 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無、事故等があった場合の対応状況及び再発防止に向けた対策の取組の内容

後述、Ⅲ-4(1)に、イベント参加申し込み者に対するメールの誤送信について記載して

います。(PP. 82-83)

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮について

(ごみの減量化、再生紙や再生可能エネルギー電力の活用、グリーン購入等を推進する等の運営方針に関する考え方について、記載してください。)

①節電への取組

東日本大震災以降、節電および省エネへの取組を続けています。照明は使用に支障のない程度に間引き、その上で照明設備のLEDへの更新、エアコンの設定温度は季節に応じ、また利用者の健康に留意しつつ18℃(冬期)、28℃(夏期)等を温度設定の一つの基準に、取り組んでいます。その一方では、あ一すぶらざ利用者はシニア層や幼児、障がい者の方等体力的に配慮が必要な場合も考えられるため、極端な省エネに偏らず、それを意識しつつも利用者第一の運用を心がけます。

②ごみの減量化

個人情報や内部情報を含まない使用済み用紙については、様々な用途に利用します。①白紙→裏紙をこどもファンタジー室のお絵かきに、②色紙→こどもファンタジー展示室の折り紙に、③大型ポスター→家庭に持ち帰って使用できる大型お絵かき帳に。

(3) 障がい者等への配慮について

ア 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者雇用状況(令和6年6月1日現在)^{※1}

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数(A)	うち常用雇用障がい者数(B)	実雇用率 (A) / (B) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率 ^{※2} - (B)
413	39	9.5	-29.5

※1 「障害者の雇用の促進に関する法律」(以下、障害者雇用促進法という。)に基づき、厚生労働省に報告している令和6年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 国のガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

当会の常用雇用障がい者数の実雇用率は、法定雇用率(2.5%)を上回っており、達成しています。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

(イ) 未達成の場合の今後の対応
上、(3) ア (ア) のとおり。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇
入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について）

無

(エ) 障がい者雇用促進の考え方と実績

（障がい者雇用を行う企業に優先的に発注する等、障がい者雇用を促進する考え方や実
績を記載してください。）

「できる仕事をやれる範囲で」という、無理や負担のない雇用形態で働く場を提供したく考
えます。また定年等でリタイアしてもまだまだ元気で働ける方たちが、近年たくさんいらっし
やいます。そうした皆さん共に、庭木の剪定等、知恵と経験であ一すぶらざを支えていただき
たいと考えています。それぞれの体力や都合により、出勤日や勤務時間も柔軟に決められます。
また、直接的な仕事のほかにも、ともに働く障がい者のサポート隊としての役割もあります。
障がい者を含む複数の人たちで仕事（ワーク）を分け合い（シェア）、人と人が支え合う仕
組みや、老若男女、障がいの有る無しに関わらずお互いの個性と人格を尊重し支え合うとい
う理念のもと、昔取った杵柄柄で、明るく楽しく元気よく、できる仕事をやれる範囲で行って
いきます。仕事を分かち合い、持ち味を発揮し、ともに語り、人と人が支え合う地域社会をつ
くことで人にやさしい、明日の神奈川を目指します。



(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

イ 障害者差別解消法及び県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮等、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組等について
(障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(具体的な取組)を記載してください。また、ともに生きる社会の実現に向けた団体等の姿勢について、記載してください。)

- 「ともに生きる社会かながわ」の推進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の実現に向けて、障がいのある方が制作したアート作品を「ともいきアート」と称し、その魅力を多くの人たちに知ってもらう為のさまざまな取組が行われています。また医療的ケアが必要なお子様



とご家族などにとっては、映画館で映画を観ることについて、お子様の呼吸器や痰の吸引の音がほかの観客の映画鑑賞の迷惑になるのではないかとといった懸念から、あきらめてしまうことがあるという事を受け、医療的ケアが必要なお子様などのご家族、ご友人を対象に、参加者みんなで映画を楽しめる、「ともいきシネマ」をあーすぶらぎで実施した経過があります。今後とも障がいや病気の程度にかかわらず、誰もが一緒に映画館で映画を楽しめる社会を目指し、引き続きあーすぶらぎでの開催に協力します。



またこの憲章の実現に向けて、この憲章の意味とあーすぶらぎの設立の意義である多文化共生、平和、こども、国際を重ね合わせた中で、これまであーすぶらぎのキーワードと、新たな社会の動きを加えながら、来館者の皆さんと一緒に「ともに生きる社会かながわ」を考える機会をあーすぶらぎで実践していきます。

ウ 手話言語条例への対応について

(団体等の状況に応じて、手話に対応できる体制の整備や研修・講習を実施する等の見込みについて、記載してください。)

P. 24 に記載。

(4) 社会貢献等への考え方について

(社会貢献活動や CSR についての団体等の方針や活動実績について記載してください。)

また、県立地球市民かながわプラザと関連のある SDGs (持続可能な開発目標) の目標 4 (教

育)、目標 16 (平和)、目標 17 (実施手段) を達成するための取組方針について、記載してください。)

公益社団法人(内閣府認定)として認可され、その定款に記載されている設立目的が、「この法人は、青年海外協力隊が長年にわたり経験した海外協力活動を基として、そこで培われた行動力、技術力及び精神を地球的規模の課題解決や日本の地域社会活動に活用し、もって世界平和の実現に貢献することを目的とする。」とあり、すべての事業が社会貢献活動につながるものとして考えています。

近年は、東日本大震災の被災地に係る災害復興支援事業を実施し、国内での協力活動をさらに推し進めながら、少子高齢化等により衰退する地域社会の活性化を目的として、「生涯活躍のまちづくり」を旗印とする社会貢献に向けて取り組んで来ています。また、昨年1月に発災した能登大震災においては、当会が約3,300戸の仮設住宅の見守り支援を行っています。また現地では9月21日の豪雨災害の追い打ちによって過酷な状況が続いておりますが、その支援に全国から青年海外協力隊帰国隊員が被災地応援に入っています。また、グローバル社会における人材育成に向けて、協力隊体験を素材に教材開発、教育プログラムの提供を行い、グローバル人材育成の支援を行って来ています。

SDGsの一つ、目標4(教育)については、日本に暮らす外国籍の方々が抱える教育課題の解決に寄与するため、情報提供の促進、相談業務の充実等、サービスの内容を絶えず吟味し質の向上に努めています。また、常設展示室、企画展示室、情報コーナー、映像ホールの効果的な連携を図り、校外学習を含め、シニア世代まで生涯学習の場として活用してもらうための取組を進めます。

同じく、目標16(平和)については、国際平和展示室を中心として、効果的な平和教育の在り方と実践方法について研鑽し、来場者への理解促進、啓発につながるよう努めます。

目標17(実施手段)については、当会のネットワーク団体、あーすぷらざの関係団体、周辺の大学、地域のグループ等との協力・協働を図り、実際の業務に反映させる体制を推進して行きます。さらに、組織内の取組として、自然災害地への職員の「ボランティア休暇制度」を活用した支援活動を行っていきます。

これまで、能登震災支援や東日本大震災被災地には全国から支援活動に入りました。また、熊本地震、広島台風被害での被災地への職員派遣を行って来ています。今後も、近年多発する自然災害に対応した現地への支援活動を積極的に行って行きます。将来起こるであろう南海トラフ地震に備えあーすぷらざの位置づけについて、これまで被災地で積み上げて来た経験値を活かして行こうと考えております。能登震災では震災支援史上初めてとなるコミュニティセンターが仮設住宅エリアで建設されます。センターには、みんなが集まれる場所として、飲食(一緒に食べたり飲んだりできる)、銭湯(癒しや裸の付き合い)福祉サービス(高齢者デイサービス等)という



機能をもった地域皆さんの居場所になります。仮設住宅暮らしの方々の孤立を防ぎ、住民の皆さんが主体となって運営していく、日本の災害支援における初めての試みでもあります。県・市町村・当会と連携・協力して要望することで国は初めてこの事業に災害救助費を当てました。このことは今後想定される大地震時の災害・復旧・復興に大きな役割を持つことになります。こうした経験をあーすぶらぎの運営にも生かします。



(左上) 能登豪雨災害 (右上) 豪雨災害支援活動

(左下) 支援活動を続ける温泉の再開の記事

(右下) 「ここからだよ ここから 何度でもやってみせる 負けるな 能登」

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

4 事故・不祥事への対応、個人情報保護について

(1) 事故・不祥事への対応

(募集開始の日から起算して過去3年間に生じた重大な事故又は不祥事について、事故等があった場合は、その事案毎に事故等の概要(法令違反があった場合は根拠法令と処分内容を明記すること)、対応状況及びその再発防止策の取組について、様式7に記載してください。なお、事故等がない場合は、様式7に「該当なし」とし、団体等における事故・不祥事防止の対策や取組について、こちらに記載ください。)

ア 事故・不祥事について

2025年2月25日(火)、不注意による一斉メールの誤送信をしました。

イ その原因と事後の対応について

(ア) 原因

送信前、担当2名がダブルチェックを行いましたが、内容の確認のみにとどまり、BCCであることの確認を漏らしました。通常業務のルーティン化による油断とダブルチェックによる油断が招いた結果でした。

(イ) 事後の対応

11時5分、発覚後、担当者が上長に連絡、お詫びメール文案を作成し上長確認、14時23分に該当の方々へ送信、その後報告書を作成し当会本部、その後、県国際課に20時46分に報告書等を添え報告しました。

ウ 対策について

本件関係マニュアルの更新、職員全体への通常業務ルーティン化に起因する油断等への注意喚起、チェック作業が機能しなかったことへの意識喚起を行います。

(2) 個人情報保護について

(個人情報保護についての①方針や体制、②職員に対する教育・研修体制、③個人情報の取扱いの状況について、記載してください。なお、指定管理業務で取り扱う個人情報としては、主にカナガワビエンナーレ国際児童画展の出品票に記載する応募者や図書の貸出サービス利用者の氏名、住所、電話番号等で、年間3万件程度をコンピュータ等で管理しています。)

ア 方針や体制

当会は、個人情報保護を重要な経営課題と位置づけ、役員及び職員が遵守すべき行動基準として本個人情報保護方針を定め、個人情報の適切な取り扱いと厳正な保護に取り組んでいきます。

イ 職員に対する教育・研修体制

個人情報保護に関する教育・研修については、プライバシーマークの認定を受けていることから、毎年1回、全職員が必ず個人情報に関するチェックのためのテストを受ける必要があります。その担当は総務（管理責任者は総務マネジャー）が担い、特に新人研修で基本的な考え方から具体的な実施内容までを指導し、各課が扱う個人情報の件数等は毎月チェックします。

特に当会では、個人情報に関する職員研修に力を注ぎ、意識の向上と事故防止に努め、事故が発生した際の迅速な対応を重視しています。個人情報の取り扱いについては、下記の方針を準用し取り組みたいと考えております。

ウ 個人情報の取扱いの状況

窓口で扱うイベント予約の受付、学習センター事業や多文化・情報等で外部講師等の経歴、住所等、ビエンナーレ国際児童画展に応募された応募者情報等該当する事業以外で利用することは厳しく制限しています。また、特に注意していることは、メールアドレスが他人に見られないよう、一斉送信する場合はBCCで扱うよう規定しています。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

5 これまでの実績について

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績について

ア JICA なごや地球ひろば (受託事業)

(ア) 所在地： 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

(イ) 運営管理期間： 2006年3月～ *JICA 中部事業 (施設受託事業は2009年～)

(ウ) 業務内容、実績等；

市民参加による国際協力の拠点として多くの市民が訪れ、途上国の人々への共感や連帯感を育む場となり、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修の拠点として利用される場となることを目指して設立され、一般市民の方々に途上国について関心を持ち、理解を深めてもらうことを目的とした「体験ゾーン」、国際協力活動を行う市民団体の皆様に展示やセミナー、各種イベントに活用いただける「交流ゾーン」等の企画・運営を実施。

- 市民の開発問題、国際協力への関心と理解の促進
- 地球ひろばの企画運営、開発教育支援、各種セミナー・イベント等の開催等
- 市民の国際協力への参加促進
- JICA 海外協力隊や草の根技術協力への応募相談、NGO や自治体等のスタッフ研修等
- 市民による国際協力の実施促進
- 草の根技術協力の実施、JICA 海外協力隊の派遣前研修・訓練、活動場所の提供等
- ボランティア体験の社会還元の促進
- JICA 海外協力隊の帰国時研修、社会還元の手法研修、協力隊経験者ネットワークの構築等
- 市民からの要望を受信し、情報を発信
- 市民のニーズの受信・分析、事例の蓄積・分析、情報発信、新規事業開発等



(エ) 2023年訪問者数実績： 22,684名

(オ) 他、JICA ほっかいどう地球ひろば (23年度訪問者数2,726名、(受託期間)2017-26年3月)、JICA 地球ひろば (市ヶ谷) (同33,488名、(受託期間)2006-24年10月)、があり

イ JICA 海外移住資料館管理運営業務【展示・イベント部門】(受託事業)

(ア) 所在地： 神奈川県横浜市中区新港2丁目3-1

(イ) 管理運営期間：2018年4月～2025年3月

(ウ) 業務内容、実績等；

日本人の海外移住の歴史、そして移住者とその子孫である日系人について、広く一般の方々

(とくに若い人たち)に理解を深めてもらうことを目的として JICA 横浜に設立された海外移住資料館において、常設展示室の管理・運営、イベント、広報等の実施。

- 常設展示場における利用者向けサービスの提供
 - ; 入館受付、案内関連業務
 - ; 常設展示スペース、企画展示室内の保守点検業務
- 集客イベントの実施
- 教育プログラム運営業務
 - ; 教育プログラム内容の企画、実施
 - ; 学習教材等の貸出業務：学習教材（※注）の貸出・返却受付業務。
 - ; 新規来訪校の開拓
 - ; 学習教材の改善・新規作成等の提案・作成
- 広報一般
 - ; 年間の広報計画案作成、機構への提案と、承認された計画に基づく広報の実施
 - ; プレスリリース等の情報配布先の整備、取材への対応プレスリリース等の情報配布先の整備
 - ; 「海外移住資料館「海外移住資料館友の会 メールマガジン」の配信メールマガジン」の配信
 - ; 海外移住資料館ホームページの運用・管理に必要な業務
 - ; 新規コンテンツの提案、作成新規コンテンツの提案、作成
 - ; アンケート実施、集計、分析アンケート実施、集計、分析
 - ; 資料館「館報」の作成
 - ; 展示案内図録の増刷および販売
 - ; 展示ボランティア管理業務
 - ; 横断的事項
 - ; その他付帯業務



(エ) 2023 年度実績：(海外移住資料館) 来館者数：38,953 人

ウ 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（指定管理者）

(ア) 所在地：鹿児島県鹿屋市上高隈町 3811-1

(イ) 管理運営期間：2006 年 4 月～2020 年 3 月

(ウ) 業務内容、実績等；

鹿児島県の豊かな自然の中で、国際交流・国際協力の拠点として、国際理解研修やアジア・太平洋諸国等からの研修生受け入れ、各種団体や教育機関等が実施する研修等に対して、日本の文化や海外の文化に触れ、理解を深める、活動・研修等を実施。

(エ) 外国人を対象とした日本語・日本文化研修；

「海外学生 日本語日本文化研修」、「海外技術研修員基礎研修」、「ALT 日本語・日本文化研修」等、海外からの研修生や在住外国人の方々を対象とした日本語、日本文化の研修事業を実施。

その他にも、「ふるさとをテーマとした研修」、「教員対象国際理解教育セミナー」、「在住外国人に対する支援」、「県内で実施される国際交流のイベントへの参加、協力」等も実施しています。

(オ) 国際交流・国際協力イベントの開催（一般対象）；

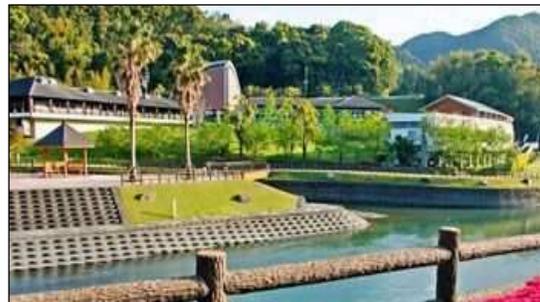
「世界の料理講座」、「国際交流イベント」、「海外ボランティア養成講座」等楽しみながら世界の文化に触れてみたい、外国の人と交流してみたい、海外でボランティア活動してみたいという方々のためのセミナーやイベントを開催。

(カ) 国際理解プログラムの実施（学校、団体対象）；

「世界の料理講座」、「国際交流イベント」、「海外ボランティア養成講座」等楽しみながら世界の文化に触れてみたい、外国の人と交流してみたい、海外でボランティア活動してみたいという方々のためのセミナーやイベントを開催。

(キ) 国際理解プログラムの実施（学校、団体対象）；

団体（学校、PTA、企業、自治体、各種団体等）の要望に応じて、世界各国の紹介、料理や民族衣装の体験、外国の方々との交流会等の国際理解プログラムのコーディネート業務を実施しています。



(ク) 2019 年度実績：総来館者数：11,683 人

エ 浦安市国際センター（指定管理者）

(ア) 所在地：千葉県浦安市入船 1-2-1 新浦安駅前プラザマーレ 2 階

(イ) 管理運営期間：2006 年 4 月～2026 年 3 月

(ウ) 業務内容、実績等；

市民の国際交流及び国際協力に関する情報提供並びに市民の相互交流を図ることを目的とし、外国人市民への情報提供、国際交流・協力に関する情報発信、日本人市民と外国人市民の相互交流や交換場所の提供、更に相互交流の場となる拠点として市民の幅広いネットワークづくりを支援。

(エ) サロン運営；

国際交流や国際協力に関心を持った市民へのスペースとして、「国別月間特集」の国紹介における手作りのパネル・写真の掲示、アートクラスの作品展、浦安在住者の海外旅行スナップ写真による草の根国際交流写真展等を実施。

(オ) 研修室の貸し出し；

国際センターに登録されている団体に対し、語学教室、研修会、講演会、報告会等の研修室貸し出し業務を実施。

(カ) センター主催事業および自主事業の開催；

- ・ 国別展示；月毎に特定国を決め、その国に関する情報展示
- ・ 地球市民講座；「地球市民」として自身にもできる国際交流や国際協力を考えるために、シニア世代を中心に世界に出て行くためのツールである英語講座を実施
- ・ 多文化共生社会プログラム；生活に密着したテーマを、交流等を通じて、異文化を体験

することで、多文化共生社会構築を考えるきっかけを作るとして、浦安市民を中心に講師に迎え、活動の体験談を通じて、国際交流や協力を考えていくプログラムの実施。

(キ) 自主事業；

開発途上国の社会と経済の発展、国際親善のため協力隊が培ってきた経験や知見を、地域の国際化や多文化共生社会の実現、地球市民社会の構築して行く事を目的に、市内の学校や施設と連携して国際理解講座、活動報告を実施



(ク) 2023 年度実績：総来館者数：22,536 人

(2) 県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際の、指定の取消の有無についてなし。

(※) 欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。